

答申第34号

答 申

1 審査会の結論

平成26年1月28日付けで異議申立人が津市(以下「実施機関」という。)に対して行った自己情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、実施機関が平成26年2月10日付けで行った自己情報不開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 法定代理人である異議申立人は、津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条の規定により、実施機関に対し、平成26年1月28日付けで「(1)請求者本人である〇〇〇〇の平成22年9月11日当時の印鑑登録原票 (2)(1)以外で、請求者本人の平成22年9月11日時点での印鑑登録された印影の分かる書類」について、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る自己情報の記録として、「印鑑登録申請書及び印鑑登録原票(除票)」(以下「本件自己情報」という。)を特定した。
- (3) 実施機関は、平成26年2月10日付け津市指令市民第661号で自己情報の記録を開示しない理由を次のとおり記載し、自己情報不開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

ア 自己情報の記録の開示をしない理由

印鑑登録申請書及び印鑑登録原票(除票)については、津市印鑑の登録及び証明に関する条例第17条で閲覧が禁止されているため、不開示とした。

- (4) 異議申立人は、平成26年4月8日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、本件処分を取消し、請求に係る自己情報を全て開示する旨の決定を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

- (1) 不開示とされた理由

異議申立てに係る不開示決定通知書では、「自己情報の記録を開示しな

い理由」として、請求に係る自己情報の記録（印鑑登録申請書及び印鑑登録原票（除票））が、「津市印鑑の登録及び証明に関する条例１７条で閲覧が禁止されているため」とされている。

しかし、上記理由は、条例の解釈適用を誤っている。

- (2) 法令上の開示義務を負う場合には、条例の不開示規定は適用されないこと

たしかに、津市印鑑の登録及び証明に関する条例１７条では、「市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。」と定めている。

しかし、これは、例外を許さない趣旨ではなく、法令に定める開示を負う場合を除外する趣旨であるか、別の法令上の根拠に基づいて開示義務を負う場合には、同条の適用はないというべきである。

現に、本件不開示決定を受けて、やむなく、異議申立人の法定代理人弁護士の属する三重弁護士会がした弁護士法２３条の２第２項に基づく照会に対しては、異議申立人の印鑑登録状況について、除印票や印鑑登録申請書の写しを添付して回答がなされている。（津市市民第６９５号平成２６年２月２５日）。これも、法令に基づく開示義務を負う場合であるから、津市印鑑の登録及び証明に関する条例１７条の閲覧禁止規定が適用されない（守秘義務が解除される）のである。

本件に関しても、津市個人情報保護条例に基づく自己情報開示請求であり、法令上の根拠があるのだから、閲覧禁止規定の適用は排除されるというべきである。

- (3) 閲覧禁止規定は第三者の閲覧を禁止する趣旨であること

現実的に考えても、自己の印鑑登録関係の情報を開示することによる弊害は何ら考えられない。津市印鑑の登録及び証明に関する条例１７条の閲覧禁止規定は、あくまで、第三者の閲覧を禁止する趣旨と考えるべきであり、本件不開示決定は、極端に形式的なものである。

- (4) 結論

以上のとおり、本件不開示決定は不当かつ違法なので、これを取り消し、開示を認めるべきである。

4 補正命令

実施機関は、異議申立人が提出した異議申立書に、次に掲げる点で不備等が認められたため、異議申立人に対し、平成２６年５月２日付け津市指令市

民第 6 1 号で補正命令を行った。

- (1) 異議申立に係る処分について、津市長の平成 2 6 年 2 月 1 日付け津市指令市民第 6 6 1 号の自己情報不開示決定とあるが、平成 2 6 年 2 月 1 0 日付け津市指令市民第 6 6 1 号による条例第 2 0 条第 2 項の規定に基づく津市長の自己情報不開示決定に相違ないか。

5 補正書

異議申立人は、上記 4 の補正命令に対し、平成 2 6 年 5 月 7 日付けで補正書を提出した。

6 実施機関の不開示理由説明

本件自己情報について、印鑑登録申請書及び印鑑登録原票（除票）については、津市印鑑の登録及び証明に関する条例第 1 7 条で閲覧が禁止されているため、条例第 1 6 条第 1 号に該当すると判断したため不開示とした。

7 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件自己情報を不開示としたことについて争っている。実施機関が不開示根拠とした条例第 1 6 条第 1 号は、法令等の規定に開示することができない旨の定めがある個人情報情報を不開示とすることを定めたものである。

以下、本件処分の条例第 1 6 条第 1 号の該当性について検討する。

(1) 実施機関による口頭の意見陳述の内容

当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。

実施機関によれば、印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類については、津市印鑑登録及び証明に関する条例第 1 7 条の規定に基づき、偽造、盗難等に鑑み、既得者を含めて原則閲覧を禁止しているとのことで、検察官及び司法職員が令状を提示して捜査または押収する時、裁判所から文書の提示を求められた時、また、弁護士法第 2 3 条の 2 に基づく照会があった時に状況に応じて判断することを例外とする他は、厳格に管理しており、本件に関して言えば、前述の例外に該当しないため不開示としたとのことであつた。

前述のとおり、実施機関は、印鑑登録原票等について厳格に管理をする一方で、一部例外を認めているが、これは、実施機関において印鑑登録等の事務を取り扱う職員向けの庁内資料として作成された「津市印鑑の登録及び証明に関する条例逐条解説」（以下、「逐条解説」という。）による

ものである。

逐条解説（津市印鑑の登録及び証明に関する条例第17条関係）には、現状、実施機関が一部例外として認めている後段の部分のほかに、開示を認める前段のただし書きの部分「自己の印鑑について信用が侵害され、あるいは不利益を被るような状況にある場合」が存在するが、この部分の趣旨、運用について実施機関に問い合わせたところ、これまでに同種の請求等が無かったこともあり、実際に判断、運用されていないのが実状とのことであった。

(2) 異議申立人の主張内容

これに対し、異議申立人の主張内容は、前記3の(1)から(4)までの記述の通りである。

(3) 当審査会の判断

実施機関の言うように、印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類は、偽造、盗難等の虞れ等があるところから、これを極めて厳格に管理することが必要である。

また、逐条解説（津市印鑑の登録及び証明に関する条例第17条関係）の前段のただし書き部分（以下、「同ただし書き」という。）の判断については、この逐条解説自体は、庁内の事務取扱いのためのいわゆる内規に当たるものであるが、具体的にどのような場合が同ただし書きに該当するのか、この規定の文言から一義的に明確であるとは言えないことから、同ただし書きに関連すると思われる開示請求がされた場合、実施機関において当該請求が同ただし書きに該当するか否かを判断することは非常に困難であると思われる。

それゆえ、本件自己情報の重要性の大きさに鑑みれば、実施機関において、法令により開示すべきことが個別に明示的に規定されている場合のみ閲覧その他の開示を認め、それ以外の場合は不開示とする慎重な処理をすることはやむを得ないものと言わざるを得ない。

したがって、実施機関の行った本件処分には相当な理由があり、本件処分は妥当である。

なお、異議申立人は、閲覧禁止規定により閲覧が禁止されるのは第三者である旨を主張するが、実施機関の説明するとおり、当該規定により禁止される閲覧には既得者も含むと解されることから、異議申立人の主張は認めることができない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

8 審査会の意見

成年後見人制度の利用が活発になるに従って、本件と類似の事案が増加することが想定される。現状、実施機関においては、逐条解説（津市印鑑の登録及び証明に関する条例第17条関係）同ただし書きを運用しておらず、その点については相当の理由が認められるところである。とはいえ、向後に備えて、同ただし書きの趣旨を反映させるべく、運用の早急な検討に着手することを求めるものである。

9 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 5月19日	諮問書の受付
平成26年 6月27日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成26年 9月 1日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子